

昭和 62 年 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を第 109 回臨時国会に提出（9 月公布）

（内容）

- ・ 財形住宅貯蓄制度の創設
- ・ 損害保険の財形貯蓄等への参入
- ・ 転職時等における承継措置の拡充
- ・ 課税の特例の変更

昭和 63 年 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を第 112 回通常国会に提出（6 月公布）

（内容）

- ・ 勤労者財産形成貯蓄契約の払出制限に関する要件の緩和
- ・ 勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく貯蓄の用途の拡大
- ・ 勤労者財産形成住宅給付金契約及び勤労者財産形成基金契約に基づく払込みの特例

平成 3 年 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を第 120 回通常国会に提出（4 月公布）

（内容）

- ・ 一般財形貯蓄の貯蓄開始年齢要件（55 歳未満）の撤廃
- ・ 勤労者財産形成給付金・基金制度の受益要件の緩和
- ・ 勤労者財産形成融資制度の貸付限度額の区分制の廃止
- ・ 財形進学融資制度の財形教育融資制度への拡充
- ・ 共同社宅住宅融資制度の新設

平成 8 年 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を第 136 回通常国会に提出（5 月公布）

（内容）

- ・ 財産形成貯蓄活用給付金・助成金制度の新設
- ・ 中小企業における財形事務の事務代行制度の新設
- ・ 中小企業財形共同化支援事業の新設
- ・ 特例自己積立て制度の新設
- ・ 預替え制度の新設

各企業年金制度等の比較

区分	適格退職年金	確定給付企業年金	確定拠出年金	財形年金貯蓄
根拠法	法人税法附則第20条 法人税法施行令附則第16条	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	勤労者財産形成促進法
創設	昭和37年	平成14年	平成13年	昭和57年
制度の概要	法人税法施行令に定める適格要件に該当し、国税庁長官の承認が得られた場合、企業が年金の掛金を法人税法上全額損金扱いできる制度 (平成14年度から10年間に廃止)	確定給付型の企業年金制度	加入者自身が掛金を運用し、その結果に応じた金額を受け取る制度。 企業が掛け金を払う「企業型」と、個人が払う「個人型」がある。	勤労者が金融機関などと契約し、定期的に賃金からの控除(天引)により、事業主を通じて積み立て、60歳以降に年金として支払いを受ける制度
加入対象者	従業員	確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の被保険者等	<企業型年金> 企業の従業員 <個人型年金> 自営業者等(第1号加入者)、企業年金のない従業員(第2号加入者)	55歳未満の勤労者
基本的な仕組み	〔給付建て制度〕 (確定給付型)	〔給付建て制度〕 (確定給付型) 制度の開始時に加入者の給付の種類、給付の要件(支給年齢等)、給付の額の算定方法等を規約で定める。 掛金の額は、定額又は給与に一定の割合を乗ずる方法等規約で定めるところにより算定する。	〔掛金建て制度〕 (確定拠出型) 【拠出限度額】 <企業型> ・月額3万6千円以下(他の企業年金なし) ・月額1万8千円以下(他の企業年金あり) <個人型> ・月額〔6万8千円-国民年金基金等の掛金額〕以下(自営業者等) ・月額1万5千円以下(企業年金のない従業員)	(掛金建て制度) (確定拠出型) 5年以上の期間にわたり、勤労者自身の課税後の給与所得からの拠出(天引)により、事業主を通じて積み立て、60歳以降に年金として給付。 5年間の通算課税を条件に、60歳以前でも解約による取り崩しが可能。
給付内容	一時金又は分割(制約なし)。分割の場合、給付期間は有期(5年以上)でも、終身でもよい。10年間の確定給付が主流(個々の契約による)。	<老齢給付> 加入者等の老齢を事由に終身又は有期の年金給付を行う。 <脱退一時金> 加入期間が3年以上の者については、老齢給付が受けられない場合、脱退一時金を支給する。 <障害給付・遺族給付> 加入者等が高度障害又は死亡した場合には、それぞれ障害給付又は遺族給付を行うことができる。	老齢給付金、障害給付金、死亡一時金とし、老齢給付金、障害給付金は年金、一時金として受給できる。 拠出された掛金の運用実績により給付額が算定される	満60歳以降に5年以上(預貯金等商品は20年以内、生命保険は終身も可)の期間にわたって、年金を毎年一定の時期に受け取る。
掛金の負担者	事業主 (従業員に任意で負担させることもできる)	事業主が原則 加入者の拠出については、規約で定める場合に加入者の同意を前提として可能。	事業主(企業型) 加入者(個人型)	個人拠出 ただし、財形給付金・基金に基づき事業主が追加拠出することも可。
税法上の取扱い	事業主掛金	損金又は必要経費	損金又は必要経費(企業型)	(財形給付金・基金による企業拠出があれば、その分は損金又は必要経費)
	従業員掛金	生命保険料控除	生命保険料控除	—
	積立金	1.173%の特別法人税課税(注)	従業員拠出分を除いた部分について1.173%の特別法人税課税(注)	個人拠出は住宅財形と合わせて元本550万円(生命保険等は払込合計額385万)まで非課税 ※財形給付金・基金による企業拠出は1.173%の特別法人税課税(注)
給付	・年金の場合 →全額が雑所得として課税対象(公的年金等控除の適用あり) ・一時金の場合 →退職所得課税	・年金の場合 →全額が雑所得として課税対象(公的年金等控除を適用あり) ・一時金の場合 →退職所得課税	・老齢年金 給付年金の場合 →全額が雑所得として課税対象(公的年金等控除の適用あり) ・選択一時金(年金に代えて支給する一時金)の場合 →退職所得課税	個人拠出は非課税(一般の貯蓄の引き出しと同様) ※財形給付金・基金による企業拠出は一時所得として課税
加入状況	契約件数 6万6,741件 加入者数 859万人 (平成15年3月末現在)	実施件数 ・規約型承認数 42件 ・基金型承認数 2件 加入者数 約11万人 (平成15年3月末現在)	規約承認数・加入者数 ○企業型 ・企業型年金承認規約数 707件 ・企業型年金加入者数 約65万9千人 ○個人型 ・第1号加入者 12,738人 ・第2号加入者 14,005人 (平成16年1月末現在)	契約件数 268万8千件 貯蓄残高 約4500億円 (平成15年3月末現在)

(注) 特別法人税は、平成17年3月末まで凍結。